

豊橋市動物愛護管理推進計画

令和元年10月

豊橋市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
Ⅰ 計画策定の経緯及び趣旨	1
Ⅱ 計画の位置づけ	2
Ⅲ 計画期間	2
第2章 豊橋市における動物の愛護及び管理の状況	3
Ⅰ 豊橋市の現状	3
Ⅱ 豊橋市における動物の愛護及び管理の特徴	9
Ⅲ 豊橋市において重点的に取り組むべき課題	10
第3章 計画の基本理念及び基本目標	11
Ⅰ 基本理念	11
Ⅱ 基本目標	11
Ⅲ 基本方針	11
Ⅳ 対象動物	11
Ⅴ 計画体系	11
第4章 基本方針に基づく取り組みの展開	12
Ⅰ 動物の愛護及び管理に対する理解の推進	13
Ⅱ 適正飼養の推進	15
Ⅲ 関係団体、ボランティアとの連携及び危機管理対応の推進	17
Ⅳ 新たな動物の愛護及び管理推進のための環境整備	19
第5章 計画の推進にあたって	20
資料	21

第 1 章 計画の策定にあたって

I 計画策定の経緯及び趣旨

人との間において飼養動物は、これまで狩猟用、番犬用等使役動物の一つとして関わりを持ってきましたが、生活環境の変化や少子化、高齢化という社会の変化の中で、伴侶動物（コンパニオンアニマル）、家族の一員または老後のパートナーとして、ますます重要な位置を占めるようになっていきます。

しかしながら、その一方で動物を飼うことに対する社会の理解不足や放し飼い、鳴き声、遺棄、虐待等の動物に関する苦情が依然として減らない状況にあり、大きな問題となっています。

こうしたなか、平成 17 年 6 月の改正「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）（以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、愛知県は平成 20 年 3 月に「愛知県動物愛護管理推進計画^{*1}」（以下「県計画」という。）を策定しました。その後、同法の更なる改正に伴い改定された現計画は、期間を平成 26 年 4 月から 10 年間とし、本市を含む県内自治体はこの計画に沿って動物の愛護及び管理を推進してきました。

しかし、県計画は、愛知県内のすべての自治体を対象に総合的な施策を策定していることから、本市における実施状況及び動物愛護を取り巻く環境等を改めて検証した結果、いくつかの本市独自に取り組むべき課題が明らかになりました。そこで県計画を基本としつつ取り組むべき重点課題を軸として、今後の幹となる本市独自の中長期的な計画づくりが必要となり、県計画の下半期にあたる令和元年度からの 5 年間について「豊橋市動物愛護管理推進計画」を策定することとしました。

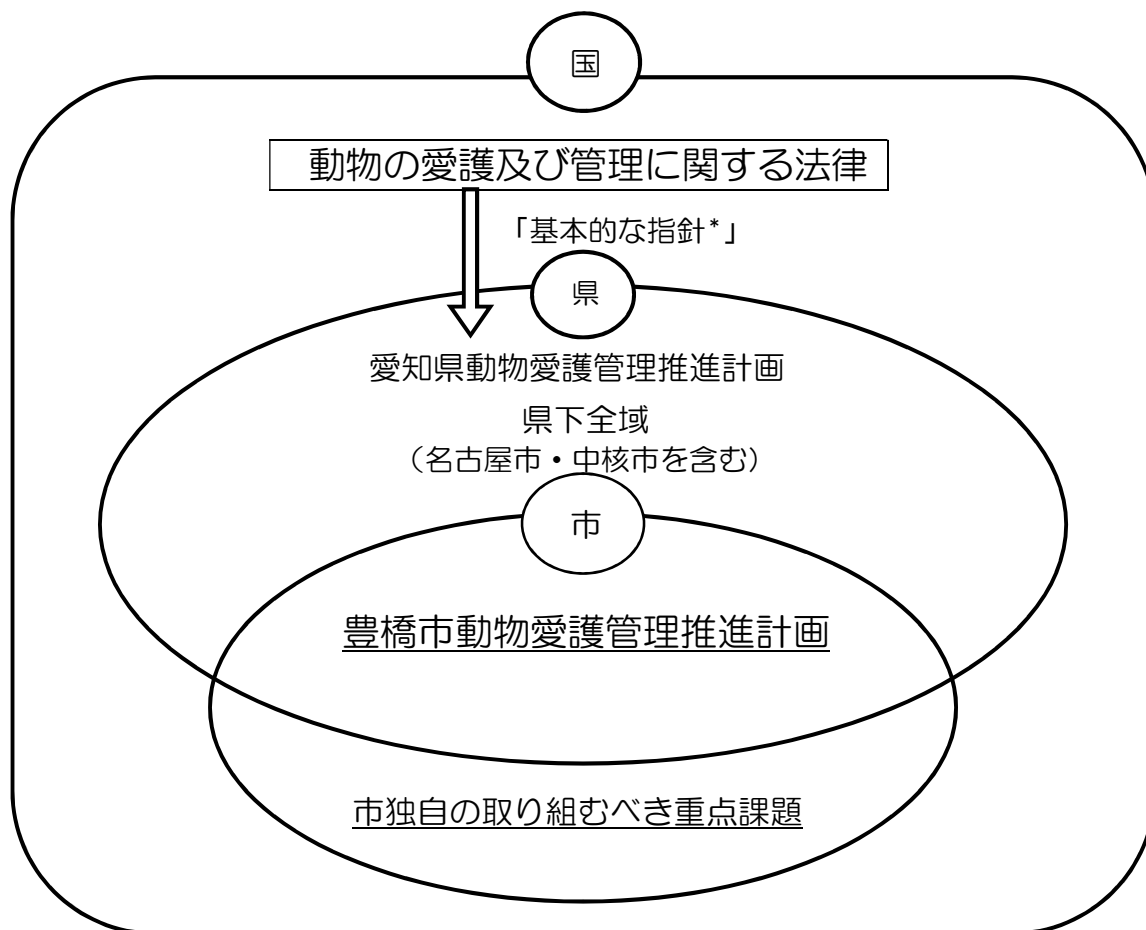
これからの動物の愛護及び管理においては飼い主のみならず、動物を飼っていない人を含めた多くの市民の共感を得られる取り組みを積極的に展開していく必要があります。

また、近年大規模な自然災害が相次ぎ、特に南海トラフ沿いで大規模地震の発生が予測されていることから、動物を連れての避難や被災した動物の保護等の対策についても整備していく必要があります。

本計画において、市民一人ひとりが動物愛護についての理解を深め、飼い主等が動物を適正に飼養することを通じて、動物が人と共に生活する存在として市民に広く受け入れられる社会づくりを目指した様々な取り組みを行っていきます。

II 計画の位置づけ

本計画は、本市の動物の愛護及び管理に関する施策のありかたを示すものであり、県計画を基本としつつ、本市独自の取り組むべき重点課題を軸に中長期的な目標を明確化することで、更なる動物の愛護及び管理の推進を図ることを目的に策定するものです。



*動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

III 計画期間

基本的な指針に即し、令和6年3月31日まで

今後、関係法令の改正や社会状況の変化により、新たに対応が必要な場合には、適宜見直しを行います。

第 2 章 豊橋市における動物の愛護及び管理の状況

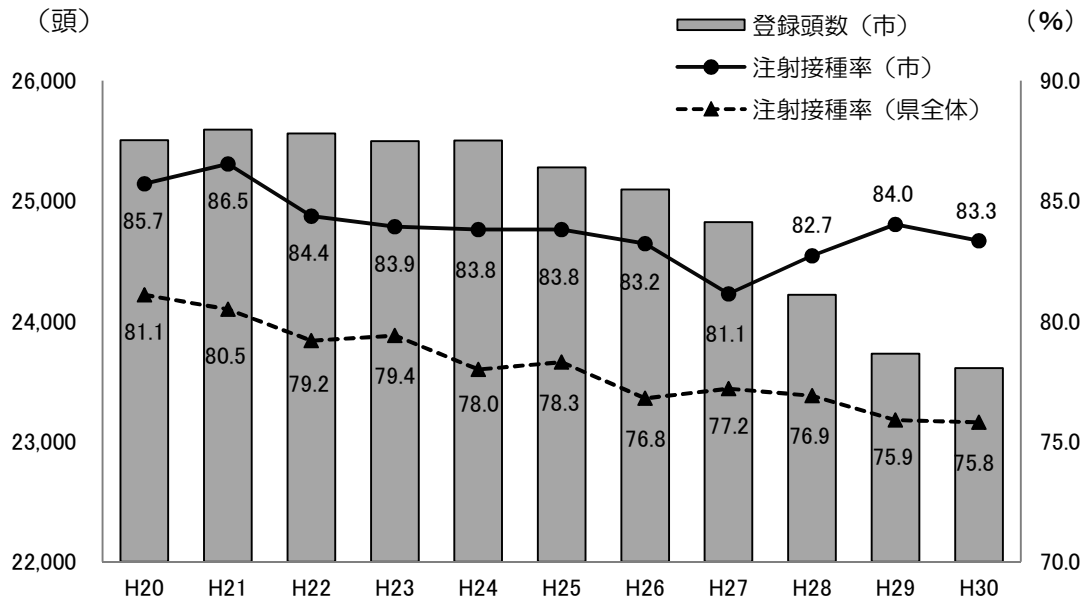
I 豊橋市の現状

1 犬の登録及び狂犬病予防注射^{*2}

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づき、犬を飼う場合は飼い主に対し、生涯 1 回の登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

本市における犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種率は平成 21 年度をピークに減少していますが、狂犬病予防注射接種率については県と比較して高い水準を維持しています。

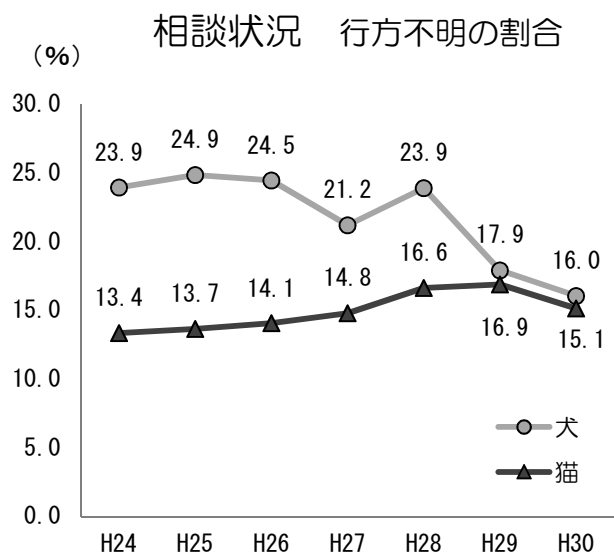
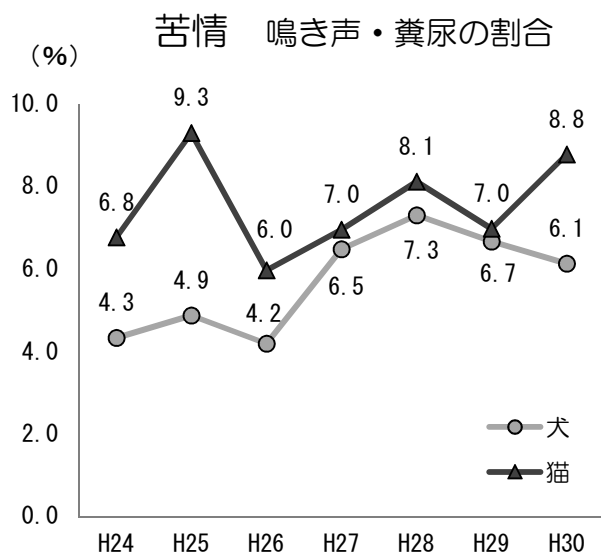
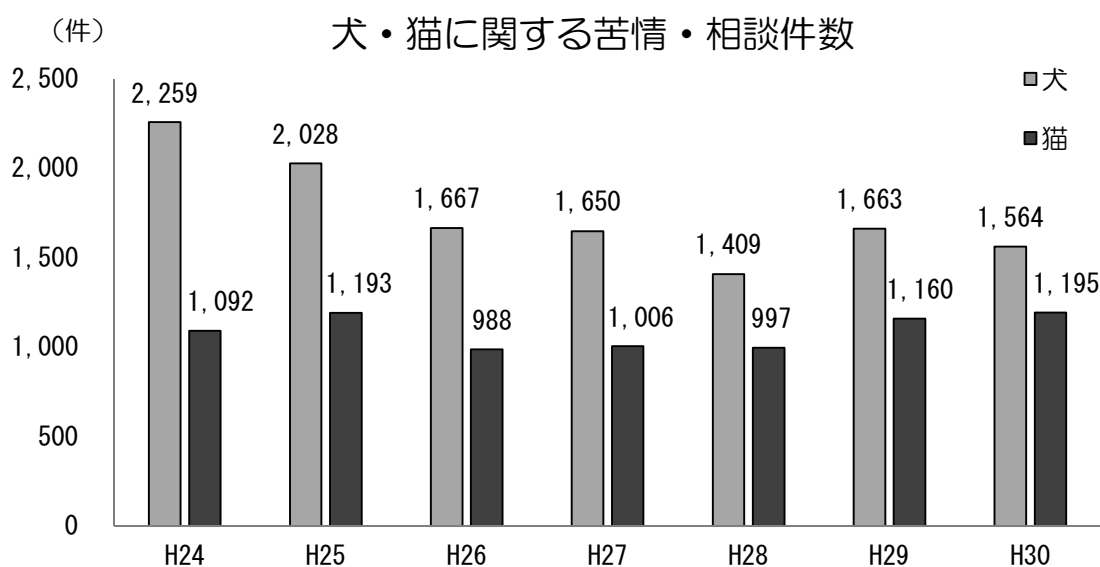
犬の登録頭数及び注射接種率



2 犬や猫に関する苦情、相談

保健所には、市民から犬や猫に関して多くの苦情、相談が寄せられます。苦情相談件数は犬では減少傾向、猫はほぼ横ばいがありますが、依然として共に多い状況です。

犬と猫共に苦情内容として多いものは「鳴き声・糞尿」、相談は「行方不明」です。苦情等の多くは、犬や猫共に飼い主等の知識不足及びマナーの欠如による飼い方や管理に関するものですが、一方で動物を飼っていない近隣住民の動物への理解不足から苦情につながっている事例も多数見受けられます。



3 犬や猫の保護収容及び引取り

保健所では、逸走犬及び野犬の捕獲収容を行っています。また、飼い主不明の負傷した犬や猫等についても保護を行っています。ほかにも、飼い主不明の幼齢猫や飼い続けることができない犬や猫の引取りを行っています。

本市の犬や猫の保護収容数及び引取り数は、共に減少傾向にあります。猫の引取り数は、犬と比較して多く、そのほとんどは野良猫の子です。

県計画では、犬や猫の引取り数を平成 24 年度の数から 30%減とする数値目標を設定しており、本市においては、犬では、平成 26 年度から、猫は平成 28 年度から目標を達成しています。

【犬の保護収容及び引取り状況】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市	保護収容及び引取り数	174	166	169	123	90	97	91
	収容数	140	132	154	107	80	88	83
	引取り数	34	34	15	16	10	9	8
県	引取り数	480	356	252	234	160	138	154

【猫の保護収容及び引取り状況】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市	保護収容及び引取り数	293	270	267	241	166	145	160
	収容数	33	40	32	14	8	16	10
	引取り数	260	230	235	227	158	129	150
	(幼齢猫の頭数)	(219)	(222)	(209)	(216)	(141)	(122)	(145)
県	引取り数	3,958	2,267	3,314	3,358	2,567	2,737	2,656

【本市の犬・猫の引取り数における平成 24 年度と比較した減少率】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
犬	0.0%	55.9%	52.9%	70.6%	73.5%	76.5%
猫	11.5%	9.6%	12.7%	39.2%	50.4%	42.3%

4 犬や猫の譲渡及び殺処分

保健所に収容され、飼い主が判明せず返還とならなかった犬や猫または、引き取った犬や猫については、健康状態や攻撃性等の有無を確認し、新しい飼い主へ譲渡を行っており、譲渡を推進することで可能な限り殺処分数を減らしています。

犬や猫の譲渡率の上昇に伴い、殺処分数も減少しています。

県計画では、殺処分数についても引取り数と同様に平成 24 年度の数から 30%減とする数値目標を設定しており、本市は、犬と猫共に平成 27 年度から達成しています。

【犬の殺処分状況】

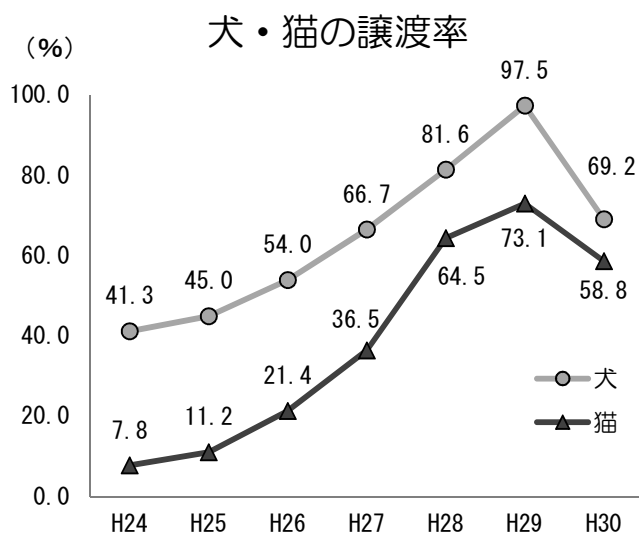
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市	殺処分数	47	44	40	20	7	1	12
県	殺処分数	1,112	984	807	696	298	164	236

【猫の殺処分状況】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市	殺処分数	270	239	209	153	59	39	66
県	殺処分数	3,834	2,828	2,972	2,593	1,413	1,034	1,165

【本市の犬・猫の殺処分数における平成 24 年度と比較した減少率】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
犬	6.4%	14.9%	57.4%	85.1%	97.9%	74.5%
猫	11.5%	22.6%	43.3%	78.1%	85.6%	75.6%



5 特定動物※³（危険動物）の飼養管理

動物愛護管理法に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして定められた動物（特定動物）を飼養する際には許可が必要となります。市内には、動物園等で15科89頭の特定動物が飼養されています。

動物園等の特定動物の飼養施設に定期的に立ち入り、管理者等に対して適正管理の指導を実施しています。

【特定動物の飼養保管状況】

平成31年4月1日現在

網	哺乳綱										鳥綱		爬虫綱										合計					
	霊長目			食肉目				長脚目	奇蹄目	偶蹄目		ひくいどり目	たか目	かめ目	とかげ目					わに目								
科	アテリダ工科	おながざる科	てながざる科	ひと科	いぬ科	くま科	ハイエナ科	ねこ科	ぞう科	さい科	かば科	きりん科	うし科	ひくいどり科	コンドル科	たか科	かみつぎがめ科	どくとかげ科	おとかげ科	にしきへび科	ホア科	なみへび科	コブラ科	くさりへび科	アリゲーター科	クロコダイル科	ガビアル科	
頭数	5	45	2	9		5		4	2	2	3	2			1	3				1	2				3			89

6 飼い主等に対する適正飼養の啓発

犬や猫の飼い方に関して飼い主に指導や啓発を行うだけでなく、市内巡回により啓発を行っています。

また、町内会を通じた啓発チラシ等の回覧やホームページなど各種広報を活用し、適正飼養の普及啓発を実施しています。

【啓発リーフレット配布戸数】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
配布戸数	13,501	15,251	6,952	25,756	12,790	11,500	8,419

7 動物愛護の普及啓発

幼少期における動物愛護の醸成や情操教育を目的として、市内の保育園等を対象に犬や猫と触れ合うことで動物のぬくもりを感じ、人と同じ命ある存在であることを実感してもらう「ふれあい活動」を実施しています。

また、小学校や地域において、動物の適切な愛護及び管理の普及啓発を目的とした出前講座※⁴を実施しています。

【ふれあい活動実施回数】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
回数	5	9	8	5	5	5	5

8 関係団体、ボランティアとの連携

動物愛護管理法に定められている毎年9月20日から26日までの「動物愛護週間」にあわせて、広く市民に動物の愛護及び適正な取り扱いについての関心と理解を深めてもらうため、豊橋市動物愛護デーを始めとする動物愛護関連行事を実施しており、開催にあたっては、豊橋市獣医師会及び市内の動物愛護団体と連携協力し、様々な活動を行っています。

また、動物愛護団体と協力し、定期的に犬や猫の譲渡登録会を開催しています。

【譲渡登録会開催回数】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
回数	3	3	4	3	3	4	2

9 災害発生時の対策

大規模災害の発生時には、市単独での対応が困難なことが想定されるため、公益社団法人愛知県獣医師会等と県及び県内中核市間の広域で連携協力する「愛知県被災動物対策連絡協議会」に参加し、他自治体等との協力体制を構築しています。

また、災害による被害を最小限にするためには、日ごろからの心構えや備えが重要であることから、地域の防災訓練等を通じ、同行避難を始めとした平常時から備えるべき対策について、広く市民に対して必要な情報の提供及び意識の啓発を実施しています。

10 動物収容保管施設の状況

本市には、専用の動物収容保管施設がありません。そのため、引き取った犬や猫等を保健所施設内で管理をしています。

本市の収容可能頭数：犬5頭、猫10頭

【県内他自治体の動物収容保管施設の状況】

自治体名	名称	収容可能頭数		主な業務
		犬	猫	
愛知県	愛知県動物保護管理センター (本所、尾張、知多、東三河の4カ所)	284	130	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防に関する業務 ・動物に関する苦情・相談
名古屋市	名古屋市動物愛護センター	45	38	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の捕獲、犬や猫の収容保護 ・負傷動物の治療
豊田市	豊田市動物愛護センター	20	30	<ul style="list-style-type: none"> ・犬や猫の譲渡 ・適正飼養等の啓発
岡崎市	岡崎市動物総合センター	116	316	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等との協働拠点 ・災害時の動物救護

Ⅱ 豊橋市における動物の愛護及び管理の特徴

本市における特徴を「県計画」「動物の愛護及び管理」「体制及び環境整備」の観点から整理すると以下のことが挙げられます。

1 「県計画」に関して

- 県計画において設定している数値目標（犬や猫の引取り数及び殺処分数）は、本市ではすでに達成している。
- 狂犬病予防注射接種率は、県と比較し、高い水準を維持している。
- 動物収容保管施設がないなどの本市独自の課題がある。

2 「動物の愛護及び管理」に関して

- 動物の習性等の理解不足から生じる苦情等が多数ある。
- 苦情、相談件数において犬は減少傾向にあるが猫は横ばいであり、依然として共に多い。
- 苦情、相談内容として、動物の飼い方や管理に関するものが多くを占める。
- 犬と比較し猫の引取り数が多く、そのほとんどは幼齢猫が占めている。
- 猫の殺処分数が犬と比較すると依然多い。

3 「体制及び環境整備」に関して

- 関係団体やボランティアとの連携が一部の事業にとどまっている。
- 関係団体やボランティアと連携していくための拠点となる施設がない。
- 動物を伴った動物愛護の普及啓発や適正飼養講習会等の様々な用途に対応できる諸室がない。
- 保健所施設のみでは収容できる頭数が少ないため、災害発生時の負傷動物や放浪動物の収容等が困難である。

Ⅲ 豊橋市において重点的に取り組むべき課題

今後、重点的に取り組むべき課題を以下のとおりとします。

1 動物の適切な愛護及び管理に対する市民の共通理解の推進

犬や猫に関する苦情、相談件数は年間 2,500 件を超え、依然として多い状況です。苦情の多くを占める鳴き声や糞尿、その他飼養に関する様々な問題の多くは地域に密着しており、近隣とのトラブルの原因となることがあります。こうした問題を解決していくには、飼い主の問題だけではなく犬や猫のことをよく知らない、飼っていない住民を含めた多くの市民に対して動物への理解の浸透が必要です。

2 更なる犬や猫の譲渡推進

本市の犬や猫の殺処分数は減少傾向にあり、県計画の目標値（平成 24 年度実績の 30%減）に対して平成 30 年度実績では犬は 74.5%減、猫は 75.6%減となっており、県計画の目標値を大きく超えて達成しています。

この一因として犬や猫の譲渡率の向上がありますが、猫は殺処分数で犬と比較すると依然として多いことから、猫の譲渡の更なる推進が必要です。

3 関係団体、ボランティアとの連携推進

動物愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐に渡っており、施策を更に推進していくためには関係団体やボランティアとの連携が不可欠です。特に譲渡推進や大規模災害時の被災動物対策においては協力が求められます。また、動物に関する苦情、相談の多くは地域に密着しており、市単独ではなく、自治会、獣医師会、動物愛護団体の関係団体等と積極的に連携していくことが必要です。

4 新たな動物の愛護及び管理推進拠点の必要性

本市には、県内他中核市ではすでに設置されている動物の愛護及び管理を推進していく拠点としての動物愛護センターがなく、動物を同伴した動物愛護の普及啓発や適正飼養講習会等の様々な用途に対応できる諸室や、収容した動物の十分な健康・飼養管理ができる専用の動物収容保管施設がありません。

広く市民に動物の愛護及び管理に対する関心と理解を深める施策を総合的に推進していくための動物愛護啓発の発信拠点、また収容した犬や猫の譲渡推進や災害時における被災動物の収容・救護のための動物収容保管施設が必要です。

第3章 計画の基本理念及び基本目標

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにし、優しい気持ちと幸せな時間を与えてくれるかけがえのない存在です。守るべき、守られるべき命は人も動物も同じです。命の大切さを誰もが尊び、愛情と思いやりを持って共生していくことのできるまちを、豊橋市は目指します。

I 基本理念

本計画の基本理念は、「人と動物が共生する住みよいまち豊橋」とします。

II 基本目標

基本目標は、犬や猫の殺処分を可能な限り減らすこととします。

III 基本方針

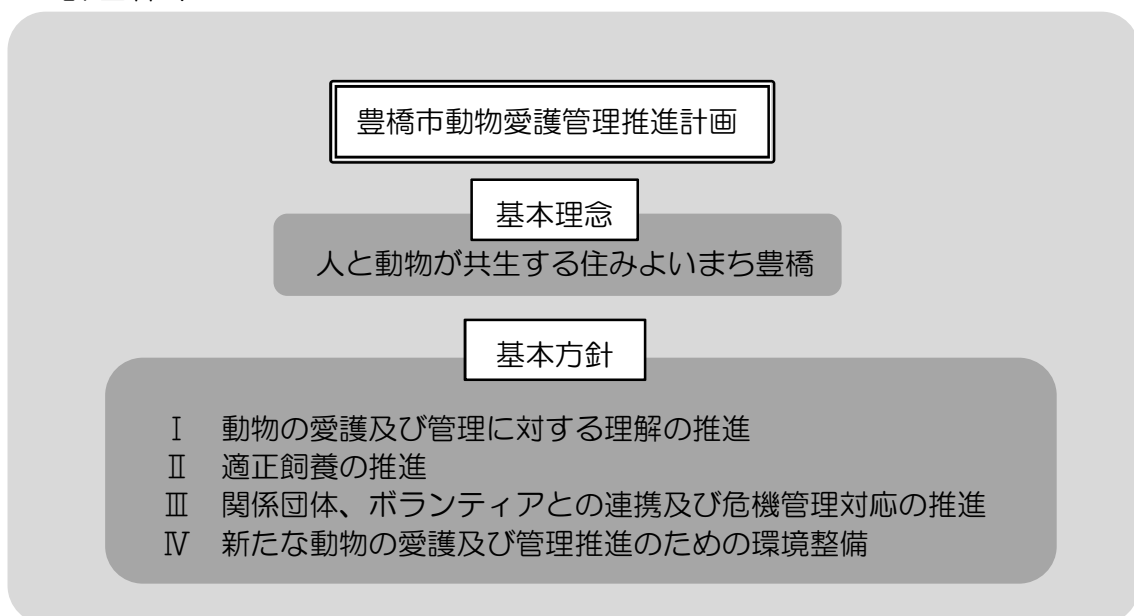
基本理念に基づく施策として、以下の4つの基本方針を掲げます。

- 動物の愛護及び管理に対する理解の推進
- 適正飼養の推進
- 関係団体、ボランティアとの連携及び危機管理対応の推進
- 新たな動物の愛護及び管理推進のための環境整備

IV 対象動物

動物愛護管理法に定める愛護動物^{※5}を対象とします。

V 計画体系



第4章 基本方針に基づく取り組みの展開

本計画は愛知県の策定した県計画を基本として実施するとともに、第2章 Ⅲで示した重点的に取り組むべき課題に対応するため、独自に推進していく施策を4つの基本方針としてまとめ、実施していくものです。

I 動物の愛護及び管理に対する理解の推進

- 1 動物の適切な愛護及び管理に対する市民の共通理解の推進
- 2 犬や猫の譲渡推進
- 3 動物との「ふれあい活動」の推進
- 4 飼い主のいない猫対策の推進

II 適正飼養の推進

- 1 飼い主等の知識及びマナーの向上
- 2 終生飼養等の推進
- 3 所有者明示（個体識別）措置の推進

III 関係団体、ボランティアとの連携及び危機管理対応の推進

- 1 関係団体、ボランティアとの連携推進
- 2 狂犬病予防及び発生対策の推進
- 3 大規模災害発生時の対策推進

IV 新たな動物の愛護及び管理推進のための環境整備

- 1 動物の愛護及び管理推進拠点としての動物愛護センターについて

I 動物の愛護及び管理に対する理解の推進

市民一人ひとりが動物愛護について理解を深め、人と動物におけるより良い関係の構築を目指します。

1 動物の適切な愛護及び管理に対する市民の共通理解の推進

動物に対する愛護及び管理の考え方は個々において様々です。しかし、動物も人と同じ命のあるものとして尊重し、共に生きていく存在であることから市民の間に動物の愛護及び管理について適切な共通した理解が必要です。

広く市民に動物愛護や動物の取扱いに関して正しい知識及び理解が浸透するよう、動物を飼っていない市民も含めた多くの人に共感を呼び、理解の得られる取り組みを推進していきます。

講ずべき取り組み

- 動物も人と同じ命あるものであることについて理解を深めるための啓発及び様々な媒体を活用した広報活動の実施
- 地域、学校、保育園及び社会福祉施設における各世代に応じた動物愛護啓発講習の年12回以上の実施
- 各団体と連携して実施している動物愛護週間における「豊橋市動物愛護デー」の拡充

2 犬や猫の譲渡推進

保健所には何らかの事情で飼えなくなったなど様々な理由により犬や猫が収容されていますが、これら犬や猫の新しい飼い主を探すことで命のバトンをつないでいきます。

収容される動物は猫が多数を占め、その大部分は幼齢猫であることから、これらの猫の譲渡を推進し、譲渡率の向上を図ることで殺処分を減らしていきます。

また、譲渡数を増やすのみならず、譲渡希望者には、譲渡講習会等により適正飼養等の周知を行い模範的な飼養者の育成に努めていきます。

講ずべき取り組み

- 譲渡に関する広報活動及び譲渡機会の拡充
- 譲渡希望者に義務づけている適正飼養講習の充実
- 保護収容された幼齢猫の飼養管理及び体制の強化

3 動物との「ふれあい活動」の推進

保育園等を対象に生命の尊重、友愛等の情操を育む観点から、動物と触れ合うことで生き物のぬくもりを感じ、人と同じ命ある存在であることを実感してもらう「ふれあい活動」を行っています。現在は一部の保育園等でのみ行っていますが、今後は幅広い層に対して「ふれあい」の機会を提供し、動物愛護の普及啓発を更に推進していきます。

講ずべき取り組み

○学校、保育園及び社会福祉施設等における動物との「ふれあい活動」の年 12 回以上の実施

4 飼い主のいない猫対策の推進

地域に生息する飼い主のいない猫については、糞尿による生活環境の汚染、無責任なエサやりによる繁殖増加、引っ掻き傷等による自動車等への器物破損など、様々な問題が生じています。こうした飼い主のいない猫による問題に対して解決に向けた対策を推進していきます。

講ずべき取り組み

○地域猫^{※6} 不妊去勢手術費補助金^{※7} の利用啓発推進

○地域の実情に沿った支援の充実

目標値

- ・令和 5 年度の犬の譲渡率 90%以上
- ・令和 5 年度の猫の譲渡率 75%以上
- ・令和 5 年度の犬の殺処分数を 5 頭以下
- ・令和 5 年度の猫の殺処分数を 25 頭以下

II 適正飼養の推進

動物の飼い方による迷惑問題や飼養放棄、遺棄・虐待をなくすことを目指します。

1 飼い主等の知識及びマナーの向上

地域における動物の飼い方に関するトラブルや飼養放棄、遺棄・虐待は、飼い主等の動物に対する理解と適正な飼い方の知識不足によるものが多いことから、動物の適正な飼い方等について周知啓発を一層推進していきます。

また、「命あるものである動物」の所有者として社会的責任を自覚し、近隣等の環境に配慮した適正な管理についても求められることから、飼い主に自覚を促す意識啓発をあわせて行っていきます。

講ずべき取り組み

- 広報、出前講座、講習会等による適正飼養に関する啓発の強化
- 獣医師会等の関係団体との協力による、適正飼養の効果的な啓発の実施

2 終生飼養等の推進

動物愛護管理法では、飼い主の責務として動物がその命を終えるまで適切に飼う終生飼養やみだりに繁殖して適正な飼養が困難とならないように不妊去勢手術等の繁殖制限措置を講ずることが明示されています。

しかし、一部において安易な考えから飼い始めたことによる保健所への引取り依頼や遺棄・虐待、また、不妊去勢手術の未実施による多頭飼育が見受けられることから飼い主の責務について周知啓発を強化します。

講ずべき取り組み

- 安易な飼養を防ぐための終生飼養の周知徹底
- 無計画な繁殖による多頭飼育を抑制するための不妊去勢手術等の啓発推進

3 所有者明示（個体識別）措置の推進

狂犬病予防法では、犬に対して飼い主の情報が照会できる鑑札や注射済票の装着義務がありますが、多くの犬で装着されていない現状があります。また、猫に関しても所有者を明らかにする迷子札等の装着がほとんどなく、これらのことが飼い主への返還を困難にしています。

犬や猫の所有者を明らかにすることにより、迷い動物の返還向上や飼い主としての意識向上による遺棄及び逸走の抑制につながることから、所有者明示の更なる啓発を推進していきます。

講ずべき取り組み

- 狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票の装着義務の徹底
- 迷子時や逸走時の所有者明示の必要性についての意識啓発推進
- マイクロチップ^{※8}や迷子札などの所有者明示措置の普及推進

目標値

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 令和5年度の犬の所有者からの引取り数を5頭以下• 令和5年度の猫の引取り数を100頭以下 |
|---|

Ⅲ 関係団体、ボランティアとの連携及び危機管理対応の推進

関係団体等との更なる連携協力により、危機管理対応をはじめとする幅広い事業の推進を目指します。

1 関係団体、ボランティアとの連携推進

動物の愛護及び管理を更に推進していくためには、自治会、獣医師会、動物愛護団体等の関係団体、ボランティアとの連携協力の強化が欠かせません。しかしながら現在は動物愛護週間関連行事や「ふれあい活動」、譲渡登録会等の一部の事業にとどまっているため、今後、譲渡や災害時の被災動物対策等の幅広い事業について連携を推進していくことが必要なことから、連携に向けた体制を整備していきます。

講ずべき取り組み

- 動物の愛護及び管理の事業に関するボランティアの育成
- それぞれの関係団体等の長所や役割に応じた連携協力体制の整備

2 狂犬病予防及び発生対策の推進

近年、全国的に狂犬病予防注射接種率が低下傾向にあります。本市の接種率は、県と比較して高い水準を維持していますが、登録をしていない犬もある程度存在していると推測されることから、登録及び接種率の更なる向上に努める必要があります。

引き続き、狂犬病の人に対する危険性や国内侵入のリスク等について周知を徹底し、犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上を図ります。

また、日本国内への狂犬病の万一の侵入発生に備え、発生時における対策を整備していきます。

講ずべき取り組み

- 動物病院やペットショップ等と連携した狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射接種の啓発推進
- 狂犬病発生時の対応マニュアル等の整備

3 大規模災害発生時の対策推進

大規模災害の発生時には、負傷動物や放浪動物などの多数の被災した動物が生じることが想定されます。これらの対応について、市単独では迅速な対応が困難な場合もあるため、他自治体、関係団体等との連携協力体制の更なる強化を図ります。

また、災害発生時には、飼い主が自らの責任で飼養動物の避難や管理を行う必要があり、被害を最小限にするためには飼い主の日ごろからの心構えや備えが何よりも重要であることから、平常時においても継続的にペット防災対策における啓発を推進していきます。

講ずべき取り組み

- 平常時におけるペット防災対策啓発の推進
(全51校区自治会においてペット防災対策啓発の実施)
- 大規模災害発生時対応マニュアルの整備
- 他自治体、関係団体等との連携協力強化
- 災害時における特定動物の逸走防止対策措置の周知徹底
(年2回以上の施設立入り調査の実施)

IV 新たな動物の愛護及び管理推進のための環境整備

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進する拠点を目指します。

1 動物の愛護及び管理推進拠点としての動物愛護センターについて

令和元年6月に改正された動物愛護管理法では、中核市等が設置する動物愛護センターにおいて、犬及び猫の引取り、譲渡し等に関するその他、動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うものとされており、その機能を果たすよう定めています。

しかし、本市には、専用の動物保管施設や県内他中核市では、すでに設置されている動物の愛護及び管理を推進していく拠点としての動物愛護センターがありません。

動物愛護啓発、譲渡事業推進及び大規模災害発生時の被災動物対策等、総合的に動物愛護及び管理に関する施策を推進するためには拠点となる施設が必要です。

講ずべき取り組み

○新たな動物の愛護及び管理を推進するための拠点として動物愛護センターを計画します。

第5章 計画の推進にあたって

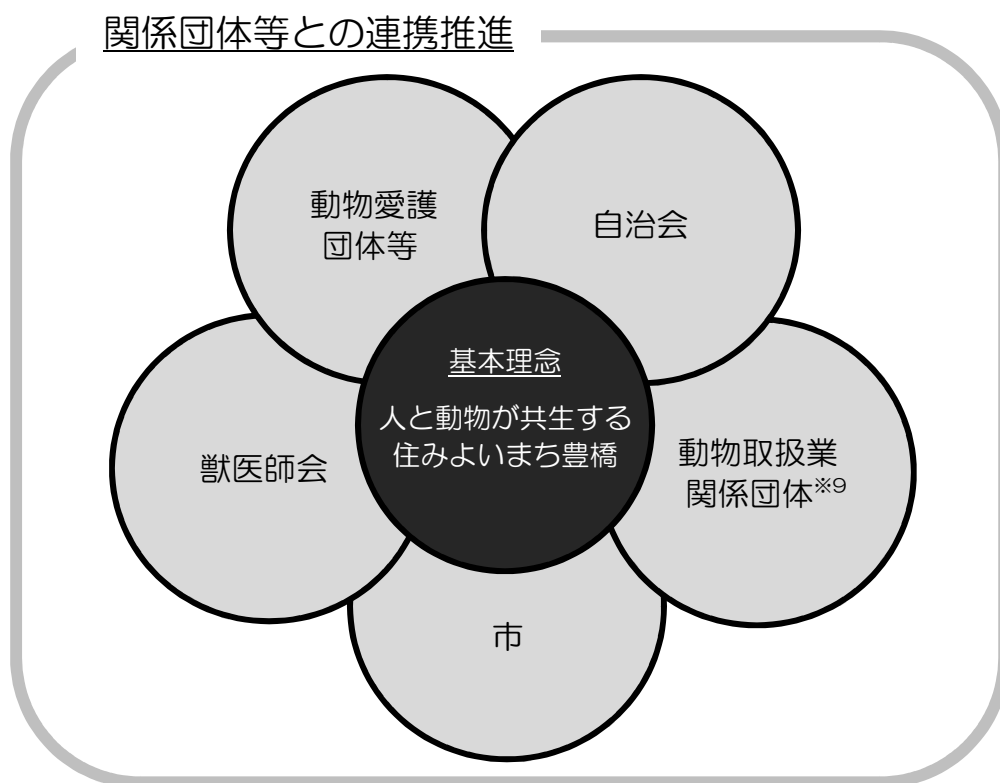
計画の推進体制

1 他自治体との連携

「豊橋市動物愛護管理推進計画」を推進するため県、名古屋市、他中核市と広域に連携し、協力体制を整備していきます。

2 関係団体等との連携

「人と動物が共生する住みよいまち豊橋」の基本理念のもと、関係団体等と互いに連携協力しながら動物の愛護及び管理に関する施策を推進していきます。



資料

語句説明

※1 愛知県動物愛護管理推進計画	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律」により、都道府県が、環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年環境省告示第 140 号）に沿って策定するもの。</p> <p>愛知県は平成 20 年 3 月に策定し、名古屋市、中核市を含む県内全域が対象となっている。</p>
※2 狂犬病予防注射	<p>「狂犬病予防法」に基づき、生後 91 日以上の子犬の所有者には、その犬に毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられている。</p>
※3 特定動物	<p>トラやクマなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある危険な動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」第 26 条に基づき、政令で定められている動物。</p>
※4 出前講座	<p>市民からの依頼により、学校や自治会等に市職員が出張し、市役所の仕事などについて学ぶ講座。</p> <p>89 の講座が用意されている（平成 30 年度）。</p>
※5 愛護動物	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律」第 44 条 に定められている動物</p> <p>牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる。その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの。</p>
※6 地域猫	<p>地域に生息する飼い主のいない猫のうち、当該地域住民の十分な理解と協力の下、地域に認められた餌やり方法等のルールに基づいて適切に管理していく活動を地域猫活動といい、その活動の対象となる猫のこと。</p>
※7 地域猫不妊去勢手術費補助金	<p>保健所では、地域猫にする際の不妊去勢手術費の一部に対し、補助を行っている。補助を受けるには事前に申請が必要であり、申請にあたっては、いくつかの条件がある。</p>
※8 マイクロチップ	<p>個体識別を目的として動物の皮下に埋め込む長さ約 12mm の円筒形のカプセル型電子標識器具。専用の読み取り機（マイクロチップリーダー）で情報を読み取る。</p>
※9 動物取扱業関係団体	<p>ペットショップやブリーダーなど「動物の愛護及び管理に関する法律」第 10 条に定められている動物の販売、保管等の取扱いを行う業者の団体。</p>

令和元年10月
豊橋市健康部生活衛生課
〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地
電話 0532-39-9127 FAX 0532-38-0780
E-mail : seikatsueisei@city.toyohashi.lg.jp